

香川地方最低賃金審議会
第1回香川県最低賃金専門部会
会 議 次 第

令和8年7月21日(火)16:15～
高松サポート合同庁舎北館702会議室

1 開会

2 労働基準部長挨拶

3 議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」について
- (3) 香川県最低賃金専門部会の公開について
- (4) 香川県最低賃金額と生活保護費との比較について
- (5) その他

4 閉会

香川地方最低賃金審議会

第1回香川県最低賃金専門部会

資 料 目 次

資料No. 1 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会委員名簿

資料No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程

資料No. 3 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程

資料No. 4 令和6年度 香川県最低賃金額と生活保護費との比較

資料No. 5 主要統計資料

資料No. 6 業務改善助成金利用状況

別途配付資料

1 生活保護と最低賃金

香川地方最低賃金審議会

香川県最低賃金専門部会委員名簿

任 命 令和8年7月17日

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	籠 池 信 宏	弁護士 公認会計士
	高 塚 順 子	高松大学経営学部 教授
	元 木 将 道	弁護士
労働者代表委員	中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長
	西 尾 耕 一	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長
	林 大 介	UAゼンセン香川県支部 支部長
使用者代表委員	奥 田 拓 己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長
	白 石 幸 一	香川県経営者協会 専務理事
	檜 垣 邦 彦	今治造船株式会社 常勤監査役

(注)各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会運営規程

（目的）

- 第 1 条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

- 第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

- 第 3 条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3人ずつ合計9人とする。
- 3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

（委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席）

- 第 4 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

（意見の提出）

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。

（規程の改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和 6 年 3 月 1 5 日から施行する。

香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第 1 条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第 2 条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第 3 条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席）

第 5 条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときに

は、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報告）

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（専門部会の廃止）

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関

し必要な事項は、部会長が定める。

附則

（施行期日）

この規程は、令和6年7月19日から施行する。

令和6年度 香川県最低賃金額と生活保護費との比較

(令和8年度審議会資料)

前提条件等	若年単身	生活保護基準では18～19歳・単身世帯	
	所在地域 級地	2級の1高松市417,496人、 3級の1丸亀市など301,921人、 3級の2さぬき市など230,827人、 合計950,244人 (令和2年国勢調査による)	
	生活扶助基準	第1類:食事等個人単位の経費 第2類:光熱費等世帯単位の経費	
		冬季加算	Ⅵ区 5ヶ月間支給(各級地の加算額を5/12倍して1ヶ月平均算出)
		期末一時金	年末に増加する食費等(世帯人員ごと)
	住宅扶助実績値	アパート等の家賃 (世帯数(1人))	
	最低賃金	令和6年度最低賃金額 970円	
	可処分所得割合	令和6年度:0.824	
	労働時間	173.8時間:月労働時間については、1週40時間の法定労働時間に1年の週(365÷7)を掛け、12ヶ月で割った月平均の労働時間	

① 最低賃金額 (時間額)	② 月労働時間 (1週40時間× 1年の週数 (365/7)÷12)	③ 月額換算額 (1ヶ月の収入) ①×②	④ 月額換算額 (1ヶ月の収入) ①×②×0.824	⑤ 生活扶助基準(1類+2 類+冬季加算+期末一 時扶助)+ 住宅扶助実績値	⑥ 最低賃金月額と 生活保護費との差 ④-⑤
970円	173.8	168,586.0 円	138,915 円	96,583 円	42,332 円
					時間額での比較 (⑥/173.8/0.824)
					296 円

④について

最賃額	労働時間	1ヶ月の収入 最賃額×労働時間	可処分所得の総 所得に対する比 率	1ヶ月の収入に 左比率を掛けた 手取り額
970	173.8	168,586.0	0.824	138,914.86

⑤について

生活扶助基準			住宅扶助実績値 (世帯数(1人)加 重平均)	生活保護費合計
1類+2類 (人口加重平均)	冬季加算	期末一時扶助 (人口加重平均)		
70544.07	1096.00	1001.02	23942.22	96,583.31

比較結果	香川県最低賃金額970円 の一ヶ月の可処分所得 (手取り額)	>	生活保護費の月平均	最低賃金月額が生活保護費を上回る 金額(時間額)
	138,915 円		96,583 円	42,332 円 (296 円)